

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原 告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ、ほか2名
被 告 国

求釈明に対する回答書

令和6年3月13日

名古屋地方裁判所民事第10部合議B係 御中

被告指定代理人 浅海俊介(印)

山田祥太郎(印)

前田和樹(印)

佐藤良訓(印)

向山曉(印)

山口萌乃香(印)

稻垣寛之(印)

長尾武明(印)

長尾正樹(印)

中谷文音(印)

河本岳大

小林寛

久保田貴雄

安藤宏弥

工藤陽子

長谷文哉

上田裕一

吉岡聖剛

永美辰也

佐々木俊彦

被告は、本回答書において、第11回口頭弁論期日（令和6年2月21日）における裁判長の被告に対する求釈明（第11回口頭弁論調書2ページ・「被告」の欄の3参照）について、以下のとおり回答する。

なお、略語については、従前の例による。

5

第1 裁判長の求釈明の概要

第10回口頭弁論期日（令和5年11月29日）において、裁判長は、「必要な医療の提供の有無についての争点のうち、現時点での重要な争点として裁判所が考えている点」として「府内医師が、上記の状態であること（引用者注：令和3年2月15日の時点で、ウィッシュマ氏がケトアシドーシスに進行するケトーシスの状態であること）を認識しなかったこと、及び上記状態に対応した治療を行わなかったことに過失はあるか」という暫定的な争点を示した（第10回口頭弁論調書3ページ・「裁判長」の欄の2(2)）。

そして、第11回口頭弁論期日（令和6年2月21日）において、裁判長は、「現時点で裁判所が考えている必要な医療の提供の有無についての争点」として、前記同様の暫定的な争点を示すとともに（第11回口頭弁論調書2ページ・「裁判長」の欄の2）、被告に対し、要旨、以下のような求釈明をした（同調書2ページ・「被告」の欄の3参照）。

府内医師において、①ウィッシュマ氏が令和3年2月15日の時点でケトアシドーシスの可能性があったこと（ケトアシドーシスに進行するケトーシスの状態であったこと）を認識していなかったことを争うのか否か、②当該状態に対応した治療を行わなかったことを争うのか否か。

第2 被告の回答

裁判長の求釈明のうち、「府内医師」を、令和6年2月14日付け被告の求釈明回答書（第1の2(2)・3ページ）に即して府内内科等医と解した上で、回答

する（以下同じ。）。

1 前記第1の①の求釈明に対する回答

10 庁内内科等医は、ウィシュマ氏が死亡するまでの間、ウィシュマ氏が、2回
5 目尿検査が行われた令和3年2月15日の時点で、明らかに生命の危険を及ぼす程度の重篤なケトアシドーシスに進行するケトーシスの状態にあることを認識していなかった。

2 前記第1の②について

10 庁内内科等医は、2回目尿検査が行われた令和3年2月15日の直近に行われた同月18日の診療において、ウィシュマ氏について、外部病院の精神科での診察を指示するなど、ウィシュマ氏が訴える吐き気や体調不良の原因を探り、これを取り除くために確定診断をつけようとするプロセスを進めており、ウィシュマ氏が明らかに生命の危険を及ぼす程度の重篤なケトアシドーシスに進行するケトーシスの状態にあることを前提とした治療は行っていない。

以上